

徳島県公害紛争処理条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十七日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第四十一号

徳島県公害紛争処理条例等の一部を改正する条例

(徳島県公害紛争処理条例の一部改正)

第一条 徳島県公害紛争処理条例(昭和四十五年徳島県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項を削り、同条第四項中「、知事が定めるところにより」を削り、「徳島県収入証紙をもつて」を「手数料を」に改め、同項を同条第三項とする。

(徳島県保健所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二条 徳島県保健所の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年徳島県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

(使用料等の納付)

第六条 使用料及び手数料は、申請等の際納付し、又は納入通知書の指定する納期限までに納付しなければならない。

(徳島県飼料検定条例の一部改正)

第三条 徳島県飼料検定条例(昭和五十二年徳島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「、徳島県収入証紙により」を削る。

附則

この条例は、令和六年一月一日から施行する。